

## 第2回泉佐野市部落差別撤廃人権擁護審議会 会議録要旨

開催日時	平成27年12月11日(金) 午前10時～11時45分
開催場所	泉佐野市役所4階 庁議室
案件	(1)男女共同参画推進条例について (2)その他
委員出席者	神藤会長 立山副会長 岡田委員 藤里委員 松浪委員 川崎委員 中村委員 中井委員 村田委員 舩野委員 中西委員 山中委員 松山委員 井岡委員 沖西委員 細見委員
事務局出席者 (人権推進課)	奥田人権推進担当理事 南人権推進担当参事 辻課長代理 木ノ元主幹
傍聴人数	0人

### 1 開会

### 2 会長挨拶

#### ○議事

##### 【会長】

それでは、本日の案件に移らせていただきます。議案(1)泉佐野市男女共同参画推進条例(仮称)について、事務局より説明をお願いします。

##### 【事務局】 (資料に基づき説明)

##### 【会長】

ありがとうございました。かなりの分量になりますので、いくつかに分けて進めていきたいと思えます。その間お気づきになった点がありましたらご遠慮なく出して頂ければと思えます。

##### 【委員】

この愛称というのは、いわゆるサブタイトルですね。

##### 【会長】

はい。それはこの次に審議いただきますので、まず資料1の方をご覧になってください。このことについてご意見、ご質問ありましたらお願いしたいと思

います。主に今日までの経過、それから今後の予定についての説明がありましたが、よろしいですか？ 基本理念とあわせて。なければ、今出ておりました資料に関する正式名称、それから愛称はこのあとまたパブリックコメントもお願いしたいというような説明も付け加えられましたが、事務局、追加して説明してください。

#### 【事務局】

パブリックコメントの時期につきましては来週準備を始めだして、予定としては今月の20日以降から1月29日（金）までを募集期間とするような形で現在作業の方を進めております。市民の皆様にお聞きする項目の方は、主に3点考えております。まず、名称についてです。先程、委員様の方からご質問いただきました通り、名称につきましては具体的に正式名称、案1から案5を記載し、良いと思われる名称に○印で囲っていただくような形式をとっております。同じく愛称につきましても、案1、案2を明記し、○印の方で記載していただく。で、一番下の所に「愛称が必要でない場合はその旨記載下さい」というような形で、パブリックコメントの方でも名称の内容を、意見を広く受け入れたいという形で具体的に白紙ではなくてそういった○印で囲っていただく形で作っております。2つめなんですけど、こちらは条文についてという事でご意見をいただく形のスペースを設けております。3つめなんですけど、その他という項目を設けまして、本市における取り組みですとか、自由に意見を書いていただく形の内容の3つの聞き取りを今フォーマットを準備しておりますので、また今日の会議でご意見いただきましたら、そちらの回答用紙にもまた反映した形で修正したいと思っておりますのでよろしくお願ひします。

#### 【会 長】

正式名称を今、案として1から5まで。愛称については1、2とあるんですけども、もし皆さんの中でこれ以外に何かこれもパブリックコメントに付け加えたらというのがございましたら出していただいてもいいという事ですね。

#### 【事務局】

はい、ぜひよろしくお願ひします。

#### 【委 員】

堺市でこの条例ができた時に、このパブリックコメントを募集した時に、堺市は正直に発表してるんですけども、極端な意見では「男は男や、女は女や、余計なことするな。」って。そして、「専業主婦を否定するんか」って何のことかわからない意見まであるんですね。正式名称の案5と愛称の案1ですが、僕個人的には「男女」でも「女男」でも何でもいいと思うんですけど、この、女

を最初に出したら、まあそれでなくとも「男女平等」とか「男女何」とか言うたらまた始まったってというようなアレルギーを起こす人が相当いるので、こういう喧嘩を売るような名称はやめた方がいいと思うんです。戦略的な……。以上です。

【会 長】

という事は、表現はどのような風にしたらいいとかいう様なお考えあったら。

【委 員】

いや、本文読んでもらったら実はそんなことやないっていうのがわかっていただけだと思うんですけど、最初にこんなものが出てくると、もうそれだけでアレルギーを起こす人がいるので、あえてそういう名称の仕方はやめた方が戦略的にいいんじゃないかと。

【会 長】

ということは、男と女と入れ替えようという？

【委 員】

いやいや。

【会 長】

という事でもない？

【委 員】

あえて女性を前に持ってくるのはどうかなということやね。

【会 長】

そしたら、ここに出てるような「男女」という表現をすべて消した方がいい？

【委 員】

いやいや、もう普通に「男女」で。

【委 員】

今言ってるのは男側の意見やと思うんですよ。女性側からしたら例えばこれについての意見が何かありますか？ 我々が男側としたらついこんなこと言いたいと思うんですけれども、女性側としたらどうですかというのを一度聞いてみたいです。

【委員】

ぜひご意見聞かせていただければと思います。

【委員】

あえて女の人を前に立てているっていう事はわかると思います。それはどうしてかという、私たちがゲストティーチャー事業で学校に行っても、まだ、いまだに時々、「女の子から今日は先に行くわな」って言ったら、小学生の子が、「何で今日は女が先？」って言うわけです。それはおかしいですよ。それは長年こうやって「男・女」、男が先、女が後っていうふうに綴って日本の社会では多くそういう風なことが現実やってきた積み重ねでそういうふうに、今の子ども達でさえそういう事になってしまってるわけです。そこで起こっている事を今から私達もこの条例で、ちゃんとしっかり「男・女」っていうのではなくて、人それぞれ一人ずつっていうふうに見ようね、という事でやってるわけです。確かにアレルギーって言われたらそういう人が最近までも、いたと思います。女性センターに対してもたくさん色んな怖い意見とかね、色々と言われたことも多々ありますが。多分最近はかなり減ってる感じですが、まだでもあります。やっぱりまだ思ってるんです。アレルギーを起こされる人がいるんじゃないかっていう心配をされてるわけです。でも、あえて私なんかはやった方がいいんじゃないかっていうふうには思います。

こういうふうにして、こういう時やからこそ、やっていかないと何も変わっていかないんじゃないかっていうふうには私は思っていて、チャンスやと思います。そういう意見がもしあるならば、あったらあったで聞けばいいと思うし。そういう意見がどれぐらいあるのかもわかるやろうし、聞けばええかなというふうにも実は思っていて。確かに、どんな事でも前に進めていこうと思う時には、「いや、そんなんあかん」とか嫌がられる方がおられます。だからと言ってそれを聞いてたんでは全く何も前に進んでいかないっていう事になっていくから、やっぱりあえて私はこういう事も意見として、こういう事を進める時には書いた方がいいんじゃないかなっていうふうには思っています。

【委員】

八尾市で、お母さんとお父さんが育児参加の講座があるんですけど、それで初め「パパママ教室」にしようっていう話だったんですけど、それを逆に「ママパパ教室」にしたら？ っていう様なことで、初め、「いや、パパが先や」という議論があったんです。それで一応「ママパパ」にしようっていう事になって、それが一番受けたんですね。一番男性の参加が多いんです。どんな講座やるよりも、「ママパパ教室」の方が何か行きやすいみたいです。それから泉佐野はこの「女」と「男」で「ひとひと」とあえて読ませるという事をここ20年ぐらいやってきてはるんですね。私も自治体でいろんな所に行って泉佐野が「ひ

とひと」やってるから、使いたいというのが色々あるんですよ実際に。でもそれは泉佐野がやってるからあきませんというんですが。まあ、「ひとひと」わりと定着してるんじゃないかなというふうに思うので。あえてね、喧嘩売るんかっていう意見もあると思うんですが、まあいいんじゃないかなと。これが多く集まれば、それはそれでまた色々考えていけばいいので、いいんじゃないかなと私も思います。

#### 【会 長】

これまでの男子中心社会に一石を投じると言いますか、そういう様な事にもこれからの社会を見据えた時にそれにも繋がっていくであろうと。より良い方向に繋がっていくという事であれば、あえてこの機会に入れていった方がいいという様なご意見かなあと思うんですけど。他にございませんか？ それでは次のページに移らせてもらってよろしいですか。

#### 【委 員】

このまま出すんですか？ 今この中でこれどうやってという話が出てるのに。聞くだけ聞いて、次行きますって言うたら、この件についてどうするんですか？

#### 【事務局】

今、案5までは「ひとひと」という事で「女・男」ということでありますのでね、今の委員さんの意見もそうですけども、やはり逆風というか何かを感じる方もいらっしゃると思います。もし、パブリックコメントでもう一行〇印だけじゃなくて、もう一つでも二つでも自由記述を設けさせていただいて、正式名称を思うところをお書きいただくというのはいかかでしょうか。今、事務局に各委員さん達にまとめさせていただいた案を5プラン用意してございますが、それ以上にもっともっとういのがいいんじゃないかっていうのを正式に書き込み等でいただければと思います。その中でまた新しいご意見が出てきたらありがたい事だと思っておりますので。

#### 【委 員】

今まで「ひとひと」でずっと続けてきてて、何かありましたか？

#### 【事務局】

いえいえ、そういう意味じゃないです。

#### 【委 員】

「ある」「ない」じゃなしに、今こういう意見があったっていう事に対して、「はいわかりました。次いきましょうか。」って言ったらこれどうするの？ と

ということです。それを聞いてるんです。今ここで出た意見に対して、どうしますかっていう事を言うてるだけです。聞くだけ聞いて、「そうですか」って言うんやったら何のために意見言うたかわからないし会議する必要ないやん、と思います。せっかく意見言うてくれてるんやから、それはそれなりにやっぱりわかってもらえるようにしてもらわないといけないと思います。

**【委員】**

あの、これは案として出て、パブリックコメントで出て、それを受けてもう一回やるんですよね？ 私達。で、やって色々意見が出て、で、私達はこれだという感じで。

**【委員】**

いいですけどね、これ愛称2つじゃなしに、例えば今言うたようにもう1こ付けるとか。これ2つやったらどっちか選べっていう事になってしまうし。

**【事務局】**

愛称についてもまた・・・

**【委員】**

またそれ付けてくれるっていうんやったらそれで結構ですよ。そういう方向にもっていかんと、せっかく意見言うてくれてるのに何の意味もない。

**【事務局】**

はい。そういう形でさせていただきます。

**【会長】**

今、事務局から修正案が出てるんですけども、そういう事でよろしいですか？ 正式名称として案6、愛称についても案3としてそれぞれ自由記述の欄を設け、そういう形でパブリックコメントへ出していくという事です。よろしいですか？ そうしたら、パブリックコメントについての正式名称・愛称について論議いただきましたが、次、条文について見ていってほしいと思います。次ページめくっていただきまして、まず前文の所ですけども、ここの所の記述について何かお気づきの点ございませんか？ 初めに国の流れ、そして泉佐野市の流れ。で、最近の課題、そしてまとめとして太い所が主に心豊かな未来をつくるまちづくりを進めていきたいという事ですけども。

**【委員】**

これ多分、他の各市、地域が出てきますね。その関係も含めてこういう文が

あると思うんですが、そう理解したらよろしいですか？

**【事務局】**

そうですね。

**【委員】**

それでね、ちょっと気になるのは、例えば最初の行に「法の下」ってありますが、これをただのひらがなにするとかね。何か、「下」「下」って気になるね。読むのは「もと」って読むんですよ、読むんやけどね。さっきからずっとこう見ているとね、そういう箇所が何か所かあったと思うんです。例えば（５）番もありますね。「家族を構成する者が、相互の協力と社会の支援の下に」って。これ「もと」でしょ。これ、何で「下」って書くんかなって思ってちょっと気になって。ひらがなの「もと」じゃあかんのかなあと。まあ、他にもあると思うんですよ。

**【事務局】**

はい。おっしゃる通りで、いろんな方が読みやすい、理解してもらいやすい形の表記っていうのを全体的にもう一度パブリックコメント前に、手直しをさせていただきたいと思います。今おっしゃっていただいた前文の、おっしゃっていただいた法のもとも、平等のもともひらがな表記で訂正をさせていただきたいと思っています。

**【委員】**

他、各市もこれ「下」になってる。

**【事務局】**

ただ、それは泉佐野市の特色と捉えまして、そういった内容で考え方で全体的に読みやすい、理解してもらいやすい表記っていうのをもう一度手直しをしていきます。

**【委員】**

いや、だから共同参画やから何か、もとが何で下なんやろう。そういう風に。例えばね、この１８条ありますやん。こうずっと見ていくと、「あらゆる差別的取扱い」っていう表現なんですね。

**【事務局】**

はい。

【委員】

「差別的扱い」じゃあかんねんな？ ちょっとまあ、気になったとこで。

【会長】

はい。今出てるような表記についても、ご指摘いただいたらと思いますので遠慮なくよろしく。

【事務局】

はい。

【委員】

内容によるんですけど、2行目の所「様々な取組」の「み」がぬけてると思うんですが、ひらがなの「み」が抜けてる部分が一つ。それから私の意見なんですが真ん中あたり、「しかし根強く残る固定的な性別役割分担意識や」という文章の所なんですが、「根強く残る固定的な性別役割分担意識」というのがちょっと表現的に市民さんに伝わるかどうかかなと思ひまして、それをもし変えらるるならば、ドメスティックバイオレンスの後、パワーハラスメント等の所に「パワーハラスメント等根絶に向けて解決しなければならない課題が多く残されている」とか、ちょっとこうわかりやすくした方がいいかと思ひます。

【委員】

関連するんですけど、今おっしゃってた、「もと」とか、なかとかっていうのはひらがなに今新聞でも両方使ってるところあるんですけど、「中」とか「下」とか「元」とかっていうのはひらがなにやり直して、取り組みというのが「み」が入る場合と取り組まねばならない、それから「取組」という名詞の時がありますね。これちょっと統一して表記を整えていただくという。

もう一ついいですか？ この、パワーハラスメントというのは文意としては用語解説してないんですね。だから、それは自明だという事でないのか、あるんだったら書くんだし、ここにパワーハラスメントがいらなかったら書かなくていいし。ちょっとそこらへん。それともう一つすみません。これ、検討委員会でも議論になったんですけど、会長はかなりこの格調高くという事を思われて私もそうだと思うんですけど、前文を「ですます」にしたらどうかいなという事を私はちょっと思ひまして、「ですます」でもう一度書き直してみたら、もう少しちょっと親しみやすくなるとちょっと思ひたんですけどいかがでしょうか？

【会長】

はい。いくつか出ましたけれども。関連してご意見ございませんか？

**【副会長】**

これは、市民さんにもこれから聞くんやね？ その場合にこのドメスティックとかセクシュアルハラスメントとかいうのね、下にカッコして年寄りでもわかりやすい様な、カッコ書きをちょっとつけといてもらったら年寄りの人も意見出せるんじゃないかと。こういうカタカナばかりだとね、ここにいてる人は大体わかってるんやろうけども、一般市民さんには具合悪い。やっぱりその内容を日本語で意味を書いといてやっといってくれたら、年寄りの人なんかもわかるやろう。多分、このカタカナなんかは一般の人はわかりにくい。

**【事務局】**

今いただきましたご意見ですが、本文の第2条の定義の中にその個々の説明が書いておる所なんです、確かにおっしゃっていただいた通りすぐには理解しづらい所があるかと思えます。で、まずもって、本文前文の真ん中ですね。「しかし根強く残る」のこの段落につきまして、委員様の方から入れないといけないのかなあというご意見もありましたので、もう一度その段落につきましては、構成をもう一度検討したいと思っております。ありがとうございます。

**【会 長】**

関連してパワハラのことについても、意義の中に定義の中に第2条の中に入れていく方がよろしいですね。他にございませんか？

**【委 員】**

すいません。前文の所の7行目かな？ 社会基盤づくりを推し進められている所である。「が」とちゃうん？ 「を」の所。ちょっとこのままでは文章がおかしい。

**【事務局】**

おっしゃる通りで。はい、ありがとうございます。「を」を「が」に訂正させていただきますと思います。

**【会 長】**

他にございませんか？ 先程、前文の所はもうちょっとソフトになるように敬体文で書いた方がどうだろうかという様なご意見もありました。それについてもご意見がありましたらお願いしたいと思えますけども。もう、常体の文章で書いているという事で見ただけの印象として硬いといいますかね。

**【委 員】**

硬いですね。「ですます」の方が読みやすいんじゃないですか。

**【委員】**

すいません。パブリックコメントね、手法というのは、やり方というのはどうしてやりますん？ インターネットで？

**【事務局】**

泉佐野市のホームページにまずパブリックコメント募集というのがトップページにありますのでそこにリンクをしまして、インターネットからでも意見をメールなりで返信を送っていただくようにする。もしくは、市役所の人権推進課。で、2階の情報公開コーナーは総務課が担当なんですけど、そちらの方で資料をお渡しして回答用紙ももちろんお渡しして、期日までに提出をしていただく。各施設、いずみさの女性センターでも同じく配架・配布という形を、そして市民交流センターの方にも置かせていただきたいと思いますので、そういった形で広く募集を求めていくというのが泉佐野市のパブリックコメントの手法ということで。

**【委員】**

それは、市報かなんかに載ってそういうふうにするわけですか？

**【事務局】**

検討委員会を10月、11月と重ねてきまして、その時点でずれ込む可能性もありましたので、市報にエントリーするのが2か月前になるんですけど、ちょっと間に合わなかったんです。ですので、ホームページとそれぞれ各女性センターで講座を開催していますので、その時のチラシとして折り込み資料で入れさせていただいております。市報は残念ながら期日が間に合いませんでしたので。

**【委員】**

その、施設の数とかね、せっかくええもの作って市民からたくさんの意見をもらうためのパブリックコメントなんで、関連施設を何か所にするんやとか。で、例えば、高齢者なんか意見が言いやすい様な環境整備みたいなのを。果たして2階まで上がって総務に行って紙取りに行くんかなあとか、何かそこらへんのね。ちょっとね、わかりやすい、出しやすい環境整備が必要なのが1つと、今までの泉佐野のパブリックコメントの傾向というか、どれぐらいあるんですかね？ 今わかります？

**【事務局】**

前回のパブリックコメントは人権推進課におきましては、ひとひとプランを作成する際にパブリックコメントを出していただきました。その際は、市報で告知期間を設けましてホームページ、あと窓口で書面を置いていただいたんですけども、残念ながら7件ほどしか。ちょっと7件というのは残念なお話でございましたが、ただ、件数は少なかったんですけども、しっかりと読み込んでいただいて書き込みの多い投書を出してもらっています。

**【委員】**

だいたいそういう件数がそれぐらいな時にどんな書き込みで、10件ぐらいあるかないか？ けど何か、広報っていうか啓発考えた方がええですね。

**【会長】**

女性センターに出入りしてる人達とか何かそういうグループに特にご意見求めるとかそんなことは考えておられませんか？

**【事務局】**

今おっしゃっていただきました意見は、第2回の検討委員会でもいただいておりまして、その会議のあと早速館内にポスターを掲示し、また、本庁の人権推進課にもポスターを掲示しまして、それぞれいくつかの事業がその後開催されたんですが、折り込みチラシという形で「今条例を作っています。広く意見を求めていきますので、ご協力お願いします」という形で、今の時点においてもPRの方をしております。ただ、どれだけのご意見がいただけるかという所につきましては、事務局の方でより多くの方が出しやすい出し方をもう一度検討の方を進めていきたいと思っております。よろしく申し上げます。

**【会長】**

折り込みチラシというのは市報への折り込みというような意味？

**【事務局】**

講座です。

**【会長】**

公民館とかセンターとかそういう辺りでの講座ということ？

**【事務局】**

はい、そうです。

**【会長】**

ざっとそこに出入りしている方々いうたら何人ぐらいあるんですか？ 月に1回しかないという講座もあるでしょうけれども。

**【事務局】**

現在、いずみさの女性センターに登録していただいているグループさんは、7つなんですね。それぞれのグループさんに会員さんの方が10人前後、多少のずれもあるんですが。そういったところで100人弱ぐらいの方が一般利用の方ももちろん、図書の貸し出しの方でもございますので、そういった方々に広く意見を求めていくのを主軸に考えている所です。

**【会 長】**

あと、公民館とか北部とか南部のセンターへ出入りしている方々にもお渡しするという事ですね。

**【事務局】**

はい。

**【委 員】**

ちょっとすいません。議会等の日程なども含めて進んでいって平成28年7月に条例が確定されるという流れになってるんですね。で、ここでいう第13条で広報啓発などのとこで、いわゆる相談体制、支援策というところへの保守が記述されてるんですけど、まさしくさまざまな問題が発生した時に初期対応とか相談とかすごく大事だと思うんですけど、この相談を受ける人というのは、今もうその体制なんかはできあがってはるのかな？

**【事務局】**

人権推進課と致しましては、人権推進課中心に泉佐野市相談事業連絡会議というネットワークが20部署設けております。そちらで相談内容に応じまして、より専門的な内容もありますので連携しつつ、相談を迅速に、そして寄り添って相談対応していきたいと思っております。そして、女性センターを中心に女性のための電話相談、あるいは面接相談も実施しておりますので、個別対応も予防も含めて迅速な対応の中、あと将来的にどうしようかという様な相談も対応しておりますので、よろしく願いいたします。

**【委 員】**

今言われている20部署っていうのは公務員の方？

**【事務局】**

はい、そうですね。公務員です。相談員として活動している職員、非常勤さんですね。

【委員】

で、女性センターの方は当事者という事で民間で相談を受ける？

【委員】

はい。研修を受けたメンバーが相談にあたっています。相談員に。

【委員】

できたら、そういう研修制度なんかも広めてもらって一般市民で受けて相談委員になれるみたいな、仕組みみたいなんを作っていかがはったらええんちゃうかな。

【委員】

何年か前にもものすごいきつい1年かけて研修させられましたので。

【委員】

1年あるんですか？

【委員】

約1年。あの時は半年、ものすごい長かったです。そのメンバーが今残って、10数名。ずっと残ってます。やっぱり、やっただけの事はあるなあという研修でした。かなりきついんです。やっぱり人の話を聞いて、出れるための勤務意識をしっかりと持たなあかんし、ということで日々私達も最初はみんな初めてやから錯誤しながら今にあるんですけど、電話相談は増える一方です。女性のためのっていうふうに掲げて電話相談しても、やっぱり家族で電話してきたりとかたまに男性の方からも聞いてほしいとかいうのもあったりして、相談というのは年々増えてると思います。

【委員】

相談員を何人めざすみたいなどころへんの旗なんかも作ってもええかもわかりませんね。策定の段階に合わせて。

【委員】

ねえ。あの頃はお金あったんやわ。研修するの1年かかってたから私らも。今はそれがなかなかできないという現状が多分あると思います。

**【会 長】**

18条にも関わって相談体制とか相談員制度の充実とかご意見ありましたら。

**【委 員】**

すごく今のこと大切だと思うんです。「相談しても大丈夫かな？」とか、あるいは「プライバシーが漏れへんか」とか、そういう事がありますからやっぱり相談しやすいシステム、それからやっぱりしっかりその市のどこの部分が責任を持つという明確に責任体制とか、そういうものも含んだシステムを、ここに一応第18条に書いてありますけど、そういうシステムを具体的に作ってもらわないと、なかなかこう機能しないですよ。

**【委 員】**

ただね、プライバシーっていう話出たけど、今朝の新聞見たんやけど、プライバシーのために、隣で住んでたんやけどぜんぜん身寄りなんかないからわからへんから、救急車で来てどこ行ったんて聞いても教えてくれへんっていう様な中でね、今例えば女性センターで相談があった時に、こんな相談あるんやでっていう事をちょっとわかってもらわんと、一般の人に。私らどんな相談してどんな答えたんかっていうのを全然わかりませんやん。その人だけがわかっても、本来これ本当に皆さんにわかってもらおうと思ったら、こんな相談あるねんでっていう事を何かの形で出してもらわんと。ああ、これやからこれをせなあかんねやなっていう風に持っていかなと、どんな相談を受けても他の人は全然わからへん。何の相談あるねやろなあとかってなってきた時にね、受けてる人はわかっても、あとの人はわかれへんかったらそれはそのままやし。それはプライバシーがあつてとか、その人をいわゆるこういう相談があるっていう様な、女性に対してこんな事があるんやでっていうのがわかったら、これがためにこれがあるんやなっていうのにもなっていくんちがうかなと思うんやけど、どうやろう。

**【委 員】**

誰々がこんなことしたっていうのは絶対ないんやけど、大まかに何件ぐらいこういう相談があつてっていうのは集計的には出ますよね。出てると思います。やっぱり、今ここにおられる委員さん達は多分ご存じと思うけど、DVの相談であつたりとか、社会一般的に多い相談っていうのはまさに泉佐野でも同じような事が起こってるっていう風に思ってもらったらいと思います。

**【委 員】**

それでね、実際例えば女性相談こんなけあつて、1年でこんなけあつて、このうちDVやとかあるいは子どもやとかちょっと分けて。で、何件ありました、

まあ1年で400件ぐらいあるんですよ、だいたいどこの市でも。そのうちだいたい半分ぐらいはDVで。そういう風なことは、男女共同参画なり審議会なんかには毎年報告しなければならなくて書いてあるんですよ。だから、毎年報告してるんです。だから、そういう仕組みまで作ればいいんですけどね。

**【事務局】**

事務局の方から補足です。今、おっしゃっていただいた通り、泉佐野市におきましても、7月開催しました人権擁護審議会の添付資料という事で、いずみさの女性センターの昨年度の事業報告書をお渡しさせていただいております。で、そちらの方のページの中に電話相談及び面接のカウンセリング相談の件数とジャンル別、そういった項目を過去5年間分入れておりますので、またご覧いただければありがたい。

**【委員】**

見に行かないといけない？ こっちから。

**【委員】**

だから、そういうシステムを作ればね。

**【会長】**

具体的に、市民のためになる、生きて働くというシステム作りが非常に大切だという様なご指摘がありました。それに繋がる条例というか、それを作っていかなければならないと思うんですが。

**【事務局】**

女性センターの資料で統計的にはジャンルごとにはしておりますけども、実際相談を聞いている側としましては市内であってでもですね、個別のお名前とか地区名とかまでもやはり個人が特定できるおそれがある相談事案がございますので、そういった事案については公表を控えさせていただいております。関係機関のみの情報という事でさせてもらっているんですけども。市外で起こった事案につきまして、市外からの講師を招いて同様な相談事案というのが他市でもございますので、そういった個別の相談の研修の場におきまして、講師さんからお話を聞くという機会は女性センターはじめ人権推進課あるいは障害福祉総務課さん等で実施しておりますので、市内に発生したことは出せませんが、同じフィルターの中で通したお話を研修等を通じて感じ取っていただいたら、大切に考えていただくというような事は研修形式ではやっておりますので、よろしくお願ひします。

**【会 長】**

はい、それで条文についてですけれども、前文から目的、定義、基本理念、そこらあたりについてはよろしいでしょうか。あと、市の責務、市民の責務、事業者の責務といったあたりで教育関係者の責務等についてお気づきの点があったらお願いしたいと思いますけど。

**【事務局】**

はい。前文の方になるんですが、先程、口調なんですけども、「ですます調」にした方がわかりやすいのではないかというご意見いただきまして、やはり第2回の検討委員会でも同じ意見があがってきたところなんです。いろんな考え方があるかと思しますので、できればもう少し人権擁護審議会の委員の皆様のご意見を、口調をどういう形でどちらの方にあわせるか、ご意見をいただければと思います。すいませんが、ちょっと中断させていただきました。

**【会 長】**

さきほどから敬体の方がいいだろうというようなご意見があがっております。他の皆さん、うなずいている方が多いようですけど。

**【委 員】**

わかりやすくね、やっぱりやさしい方がいいんじゃないかと。

**【会 長】**

という方向で、敬体文でお願いします。また、それもパブリックコメントの中の議題の1つにしといてもらってもいいと思うんですけど。あと条文についてですね。18条の件も出ておりましたけども、表現とか書き方とかそういうあたり何かご意見お気づきの所ございませんか。

**【委 員】**

すいません。事務局の方に質問なんですけど、いわゆるその男女共同参画社会を推進するための責務者って主体がありますよね。これ自治体によっていろいろあるんですけど、教育関係者入れてない所もあるしね。町内会とか自治会とか入れてる所もある。あれ、一体どういう基準でやってはるんかなと思って。

**【事務局】**

はい。今のご質問に対しまして、おっしゃる通りです。本市におきましては、本文の中の第2条の定義の方に（4）事業者という文言が入っております。事業者の定義につきましては、「営利・非営利を問わず、事業その他の活動を行う法人その他の団体及び個人をいう。」という形にしていますので、ここは民間の

企業、事業所だけではなく町会ですとか、婦人会ですとか地域の活動をされているグループさんも全て含んだ形の表現内容にしております。それで、教育関係者を入れている所、入れていない所いろいろあるかと思うんですが、今大阪府内におきまして、その文言がどういった形になっているかっていうのが近畿の所だけなんですけど、資料を4-2の所に入れております。本市でいきましたら第7条のあたりになるんですが、教育関係者の責務っていう所になります。で、条文がずれるんですが、左側の松原、阪南、交野、羽曳野、市レベルの近隣ではやはり教育関係者は含まれているという形があるかと思えます。右側の少し年代が古くなるんですが、岸和田、和泉、太子、熊取町、岬町、河南町いずれもやはり教育関係者の責務っていうのは明言化されておりますし、第1回の検討委員会でも、教育の所で男女共同参画の視点をやはり学ぶということの重要性っていうのを、委員の皆さま方強くおっしゃっていただいていたので、事務局としましては本市の条文の中にもぜひ明言化したいということで入れております。お願いいたします。

#### 【会 長】

よろしいですか？

#### 【委 員】

はい、わかりました。じゃあすいません、ついでにもう1つだけ。国の基本法にもあると思うんですけど、府は会議の組織とかそういう条文が確かあったと思うんですけど、会議をどういう、有名な「10分の4以上」とかそういうあれがこの泉佐野の条例ではなかったんですけど、それは何か意味があるんですか。

#### 【事務局】

ご指摘ありがとうございます。この内容につきましては、本市の2つ目の特色であります柔軟、迅速な対応という所が繋がってくるところです。多くの市におきましては同じように資料4-2をご覧くださいなのですが、例えば泉佐野市の1つ隣。松原市におきましては、第16条で松原市男女共同参画推進審議会、そういう組織を新たに起こしております。同じく阪南市におきましては第18条、市の特色になりますので色をつけているんですが書いております。お隣の交野市についても同様です。本市におきまして、あえて新たな組織を設けていない理由は何なのかという所なんですけど、やはり組織も大事ですが、これまで泉佐野市で取り組んできました実績の中で、柔軟にいろんな関係機関と横のつながりで持って共に取り組んできたっていう実績を活かした条例という事で、あえて今回この条文を作るにあたりまして、新たな組織を設けるという事を避けております。その事につきましては、この今の素案の特徴の一つにな

っておりますので、もう少しご意見の方をいただけたらと思いますのでどうぞよろしくをお願いします。

**【会 長】**

よそでは審議会等を設定している所もあるんですけども。うちとしてこれまでの経過の中ではこの審議会がこの条例に関する審議会、組織というような形で当初から流れてきているという様な。でもあの、差別撤廃条例が基本になっておるといふ様なあたりで部落差別をはじめ、あらゆる差別について取り組んでいくという様な事を踏まえての、この皆さん今日お集まりいただいている審議会というようなことで。ここで、ここが受け皿になっていくという流れになっていってという様な経過があるんですけども。そこらあたり、皆さんのご意見としてどうでしょうか。

**【委 員】**

会長おっしゃるのはこの審議会？

**【会 長】**

はい、この審議会。受け皿になっているっていう。

**【委 員】**

で、それやったらちょっと、「隗より始めろ」で、16人のうち女性が4人しかいないっていうのは現状どうなんですか？

**【委 員】**

現状ですよね・・・。

**【委 員】**

やっぱり女性にもっと入ってもらわんと。

**【会 長】**

よりよりの話の中で、テーマによってはあるいは全体としてもという様なことを、今出ているご意見の通りかと思うんですけど。女性の代表がもっと出ようような形の方がいいんちゃうかという様な話がよりより出てたんですけど。

**【事務局】**

はい。検討委員会におきましては、審議員の皆様方の何名かの方お入りいただいているところです。総勢12名の方お入りいただいております、検討委員

会の方はフィフティ・フィフティ。6名6名の男女構成を取らせていただいております。検討委員会の中で細かい所、2回、3回と郵送等で重ねていただいた中で、それぞれの立場のご意見をいただいている所ですので、ご理解を頂ければと思います。

#### 【会 長】

この審議会のあり方についてもちょっとひっかかるようなご意見があったと思うんですけど。そこらあたり、今後の課題としてどんなんでしょうかね。

#### 【委 員】

はい。私ちょっと外からなんで言わせてもらえたらと思うんですけど。例えばあの、人権課題は色んな課題があって、子どもとか障がい者とか、部落問題とかあるいは女性の問題とかって。そういう様にウイングを広げてきたのがこの30年間ぐらいですよ。それで、それぞれに各所に人権課題があって、人権を自分の問題として考えた時に初めて力が出てくるというのが女性問題やったわけですよ。で、女性問題っていうのは人権問題ですよ、皆でやりましょうって、そういう形になってきたと思うんです。そうすると、ウイングが広がるという事はいいんだけど、もう少し進化していくというか。例えば、DVなんていう様な課題であるとか、マタニティー・ハラスメントの問題であるとか、あるいは児童虐待とDVとの絡みであるとか、そういうちょっと進化した課題についていかに実行していくかという点では、この審議会でもよくやっていたと思うんですけども、臨機応変という様な形にはならないかなというように外から見たら思うんですね。それで例えば、DVの問題であるとか、先程もあった様な女性の相談件数の中にDVが何件あるんですかっていう、ちょっと込み入った課題であるとかなかなか機能しにくいというふうな事がある。それから例えば、数値目標で基本方針でおっしゃっている様に審議会は40%、60%どっちかが常に偏ってはいけないという目標値を掲げているわけですね。大体の審議会は4割はどっちかの性にしようとなっていて、それを各自治体が競い合っているんですよ、毎年数値出して。いや、うちはここがやったんや、国は大体女性の審議회를30%を越えた、という事で今ちょっと偉そうに言うてるわけですね。で、自治体も言うてるんです。そういう様な数値目標を掲げて、それで皆で頑張っていくという様な効果的な体制を作るためには、やっぱり検討委員会もそうなんですけど、検討委員会を超越したような男女共同参画懇話会なり、検討委員会みたいなものはいるんじゃないかなと私は思うんですけど。発展的に作られたらいいなあと思います。ネーミングって大切なんですよね。人権もそうやけども、女性、共同参画というネーミングが入った組織ができればいいなあと思います。

【会 長】

今のご意見に頷いてる方かなりいらっしゃいますけど。

【委 員】

今チャンスじゃないですか。条例ができるっていう事で言うと。作るためのチャンス。

【会 長】

ええ。この機会に作っていったらどうかという事ですね。

【事務局】

7月の審議会の中でこれまでの泉佐野市の取り組みの資料、お話しをご審議いただいた所ですが、過去には泉佐野市男女共同参画に関する市民懇話会っていうのがありまして、その組織がこちらの人権擁護審議会に統合されたという様な経過があります。そういった経過の中では、ひいては男女共同参画の人権だけではなく、広くすべての人権を横の繋がりを網目を広くして一緒に取り組んでいくという様な、そういう実践形式の方向転換、シフト転換という事で統合されたという事を先の諸先輩方に聞かせていただいた所ですので、もう一度今の時点におきまして、新たな組織をまた設ける方がいいのかどうかは改めて検討の方をさせていただきたいと思っております。

【委 員】

すいません、先程の委員の意見ちょっと付け加えたいんですけども、確かにおっしゃる通りある程度数値目標作らんと、どないもならんということですね。普通の審議会やったら10分の4でもいいでしょうけども。せめて、男女共同参画ですか？ それは2分の1にするべきやと思う。それを数値目標作らんと、人によったら一人出てたら参画してるやんけって言う人もいてるんで、あんまり平等2分の1っていうのは、せめて男女平等について話し合う会はした方がええんじゃないかっていうのは。それも目標立てて。

【委 員】

いいですか？ 条例のもとに作られる推進計画の中に、もちろん数値目標っていうのは書いてるんですね？

【事務局】

目標は40%と定めておりますが、現在のところ20%前後で推移しております。

### 【会 長】

ここの条例で取り上げている課題の中でも、これまでにあまり私自身としても関わりが薄かったような反省もしているんですけども。まあ、先程出ていましたカタカナで表現されているいろんな形でのハラスメントなんかも、深く相談に応じていける体制っていう様な事になってきますと、やはり女性の立場のご意見というのがより重視されるというか、よく理解されておる立場のご意見という様な形にもなってきますし。改めて今皆さんから出ている様な形で少なくとも半々のメンバーで構成する。そういう専門的な何ていうんですか、理解の、あるいは取り組みなさっている人たちの代表の人達も含まれる組織を作っていく必要があるのではないかっていう様なご意見かと思います。まあ、今後の課題として事務局の方でも検討を深めていって頂いたらと思います。他にございませんか？

### 【委 員】

前文なんですけど、口調をもっとわかりやすくっていう事で「根強く残る固定的な性別役割分担意識」とかそこらへんも含めて、もう一度事務局で「ですます」のコメで書いてもらって、それを渡せば、皆さんに送ってもらうとか、あるいは検討してもらおうとかそういうようにするか、もしくは事務局の方に一任するか。どうなんでしょうね。

### 【会 長】

時間的にどうなんですか？ パブリックコメント出すまで。

### 【事務局】

最終あくまでも、パブリックコメントでいただいた意見をもとに、年明け2月、3月とまたご審議をいただく形になっておりますので、パブリックコメントの案としまして口語体、文語体、両方をまず作ったもので市民の皆さんに意見を求めていくという形はいかがでしょうか。まず、来週なんですけどもその2つの案を作ったものを郵送で検討委員の委員の皆様、並びに人権擁護審議会の委員の皆様方にお送りさせていただきます。まだまだ不十分な状態ではあるんですが、まずはその段階でパブリックコメントを出しまして、2月以降もう一度最終微調整をしていただくという手順で思っておりますので、そのあたりよろしくご審議の方お願いいたします。

### 【会 長】

並行して皆さんのご意見をお伺いするという方法もあると思うんですけども、今日はこう皆さんにご意見だしていただいた機会、あったかいうちにご意見をお伺いするという。時間が空いたらどうしても冷めてしまうということもあり

ますんで。もう、パブリックコメントは、それはそれで進めていくと。で、今日は受けて少なくとも前文については早めに作って審議委員さんにお配りしてご意見を求めるという様な形で。

【委員】

前文は、今さっきの皆さんの意見でやさしくこういう形でしましよってよってこのようになったから、それはもうそれで決めてしまわないんですか？

【事務局】

その部分につきましては、事務局の考えとしては、今全体の総意には至っていないのかなあと。文語体と口語体と並列した形の案づくりっていうのを今思っているんですが。

【委員】

両方やる？

【事務局】

パターンという形で。

【委員】

しんどない？

【事務局】

いかがですか？ 逆に口語体っていう形で決めていただける様でしたら、それで。

【委員】

手直しして出したらええんちゃうん。決める方もしんどい。

【委員】

言うた意見は取り入れてしたらええんちがうん？

【事務局】

どうですか？ それでよろしいですか？ 2回目の検討委員会の委員の皆様方は、いろんな考え方があるんですけども、主流は文語体の方がいいかという様な意見もありますので、ちょっとご報告が遅れて申し訳ないんですが、もう一度決定の方をもし今日していただけるのであればありがたいことですので、どうぞよろしくお願いいたします。

【会 長】

先程の意見としたら、「ですます」へ変えていったらどうかという様な声が多かったと思います。それで、パブリックコメントは出していくとしといた方が、両方出したらまたああじゃこうじゃってなって、ここでせっかく声まとまっていますから、はい。

【事務局】

ありがとうございます。

【会 長】

事務局として余裕があるんだったら今日その出来上がった段階でこの審議委員さんに声を聞くという様なことも可能かなということです。予定しております時間もまあまあきてるんですけど。

【委 員】

先ほどの議論の中で教育関係者の責務が非常に大事だという様なことが言われておりました。これを、こういうふうなことが案として出てますというのは校長会とかそういう風なところで示しておく方がいいんじゃないかなと。

【事務局】

このですね、審議案をお出しさせていただいて検討委員会に人権教育担当参事に教育委員会としてお入りいただいております、おっしゃるように校園長会等ですね、もっと学校と現場、あるいはPTA、子ども会活動等ですね、直接子どもさんに関わる場所にもしっかりとお伝えしていくという事でありありがとうございます。

【会 長】

他に全体を通じてございませんか？

【委 員】

先程、事務局の方が泉佐野の条例の特色みたいなことを、他市にはない特色の事をお聞きしたんですけれども、例えばこの条例を作ることによって泉佐野は何を主張したいのかと。で、あの僕こう言ったら失礼ですけど、笑っちゃったのは静岡県の熱海市。熱海市の男女共同参画推進条例で、「当市は男女共同参画社会の定性の精神に基づいて、観光文化産業をつきつめてします」と書いてあるんです。さすが旅館の町だけあって。でも「ああ、熱海ってやっぱりそれで生きていくつもりやなあ」というのを感じたんですね。もし泉佐野やったら、泉

佐野はこうやってやるんやと、こういうまちづくりをするっていうね。そういうのが絶対足らん。こうこう具体的な条文のあれじゃなくって。泉佐野はこれからどうやって生きていく、生きていくって言ったら変ですけど。そういうのが表れたらいいんじゃないかなってちょっと思ったんです。

#### 【会 長】

まあ、これを踏まえて市長さんがどういう方針を出すかという様なことにも関わってくるのかなと思うんですけども。先程、本市の特性という様なことで協働という事と、それから市民から相談があった時の対応っていう、そういうあたりをこの条例の中で具体的に入れてるのがまあ、この泉佐野市の条例の特徴。他の市の条例とくらべて特徴と言えるという。事務局から説明あったんですけども。さらにその市の看板との関連という様な事になってくると、この条例ができた段階でそれをどう活かしていくか、まあ市長さん中心とした行政の役割かなという様に思いますけども。何かコメントあったら。

#### 【事務局】

あの、毎年3月ぐらいは施政方針ということで来年1年間の市政について市長から方針を述べるという事があるんです。その中で、できるだけこの共同参画の条例の方を今年に入れていこうと思っています。ただ、今から市長とはこれを使ってどうしていくかという話まではいっていませんので。ただ、今おっしゃられたように、熱海なんかでしたら温泉として生き残っていくためにも使っていくんだという事が前に出ているという事なので、泉佐野市として何ができるか、またこれから検討させていただきますのでどうぞよろしくお願い致します。

#### 【会 長】

他に、全体を通じてございませんか？特にならなければ、その他の件で。

#### 【委 員】

そしたら、質問という形で。今、「市民意識調査のご協力をお願い」というのが配られています、11月30日までに投函と書かれているんですけども、現状っていうんですかね、わかっている範囲で今回収中だと思うんですが。教えてもらいたいと思います。

#### 【事務局】

この意識調査ですが、抽出して3000人の分を送らせていただきました。で、11月末を一応締切で返送を依頼したんですが、現在780の回答がありました。で、これからそれを業者に依頼して分析をしていただくという所です。

で、ちょっと少ないんで、できたら業者さんも1000ぐらいあったらっていう事なんです。今、780ぐらいで分析したらどうですかねって言ったら、3、4%ちょっと乖離が出るかなっていうふうに言われました。ただ、これから督促を送ってもう一度という事もできませんので、一応調査票を印刷してできるだけちょっと配って回収をしようかなあとと思っている所です。誰が返ってきたかわかりませんので、返ってきた人も含めて3000人分もう一度、宛名シールを出して礼状と出して返送していない方はまた返して下さいという督促を送っていくと、だいぶ、もっと、2週間～3週間かかってしまいますんで。もう、業者の方が、そしたらこの年度に間に合わないという事ですので、なるべくちょとこちらの方で配って回収しようかなあと考えています。で、できたら1000近くまでもっていったらなあと思っている状態です。

【会 長】

これ何年ぶりやったかな？

【事務局】

20年ぶりです。

【会 長】

まあ、財政状況の関係もあったりして長年途絶えてたと。大阪府の場合は5年単位でやっておるそうですけど。

【事務局】

今年、大阪府の方が5年の分が入ってて、大阪府で3500の発送みたいです。で、そのうち1500の回収を目指しているという事でしたので、まあ、それから比べたらまあまあ来てるかなあと考えているんですけど。

【会 長】

他、よろしいでしょうか？ はい。それではどうも、大変熱心に論議いただきましてありがとうございます。あと、また事務局の皆さんにはご苦勞をおかけするわけですけど、これを踏まえてということで後に活かして頂いたらと思います。どうも長時間ありがとうございました。